

第31回 多摩市新型コロナウイルス感染症 対策本部会議【結果】

令和2年9月15日(火)
経営会議終了後
特別会議室

検討事項1 市主催事業（イベント等）と公共施設の貸出について

以下の具体的対応については、課長会で検討する。

- ◆ 各施設の対応の整合性
 - 公民館
 - コミュニティセンター
 - 老人福祉館・地区市民ホール など
- ◆ ホール利用時の利用料の減免の取扱い
 - 施設管理者が利用目的から利用者数を制限する場合
 - 利用者判断で利用者数を減らす場合

1 現在の対応

第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（6/16）において、市主催事業等において以下の確認が行われた（以下抜粋）

◆ 市主催事業等

- 第2波に備えて、適切な感染症対策（※1）を実施する
- 主催事業の規模は以下の目安を基準（※2）に実施すること。なお、主催事業の特性や施設の形態による柔軟な対応は、新しい日常の主旨を踏まえたうえで可能とする。

（※1）主な感染症対策

- 開催時に、咳エチケットの徹底や手洗い等を周知すること。
- 開催会場に手指消毒液を設置すること。
- 屋内の開催会場では、こまめな換気をする。
- 風邪のような症状がある方は、出席、参加を控えていただくことを周知すること。
- 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と保健所による調査への協力を周知するほか、新しい行動様式の実践例や、業種別ガイドライン等を参照すること。

（※2）市主催事業等の規模（開催人数）の目安

- 屋内：収容定員の半分以下の参加人数
- 屋外：人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）
- 共通：飲食を伴う場合は、引き続き実施を控えること
各団体が出しているガイドラインも参考にしながら対策を講ずること

2 政府の対応

一方、政府は、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）（9/11）にて「今後のイベント開催制限のあり方 他」について議論を行い、以下の方針とした。（以下、抜粋）

<イベント入場制限の緩和内容>

(1) 現在

	収容率	人数上限
屋内	50%	5,000人
屋外	十分な間隔（できるだけ2m）	5,000人

(2) 9/19～11月末

収容人数	1万人越え	1万人以下	
種別	プロ野球・Jリーグ・大規模イベント	歓声や声援を伴わないもの	歓声や声援を伴うもの
		演劇・映画・落語・クラシック	ロック・ポップコンサート等
収容率・人数	収容人数50%以内	収容人数100%以内（上限は5,000人）	収容人数50%以内

3 市としての今後の対応

(1) 基本的な考え方

- 徹底した感染防止対策の下での安全な市主催事業等の開催を行う。
- 詳細は、新型コロナウイルス感染症対策分科会（第9回）（9/11）の「今後のイベント開催のあり方について」を参考とする。

(2) 市主催事業等における緩和目安

- ① コンサート・演劇等の収容率の目安（主に屋内で行われる主催事業）

※ 市内公共施設の状況から、収容人数は1万人以下の規模を想定

イベントの性質	入場や区域内の適切な行動確保が可能 参加者の位置が固定（座席や立ち位置の固定）	
想定されるイベント及び収容率	100%以内	50%以内
	歓声や声援を伴わないもの 演劇・映画・落語・クラシック等	歓声や声援を伴うもの ロック・ポップコンサート等
100%開催の具体的な要件	次のいずれにも該当するもの。 ① 観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし検討する）。 ② マスクの着用を含め、参加者に対し感染防止対策の徹底が行えるもの ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている（2mは確保）等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの	

② 展示会・お祭り・野外イベント等の目安（主に屋外で行われる主催事業）

	展示会、地域の行事等		お祭り・野外フェス等	
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者の把握が可能 		<ul style="list-style-type: none"> ・入退場や区域内の適切な行動確保が困難 ・参加者が自由に移動できる ・名簿等で参加者を把握困難 	
想定されるイベント（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会（人数等を管理できるイベント） ・地域の行事 		<ul style="list-style-type: none"> ・花火大会・野外音楽フェス等 	
開催要件		入場者が大声での 歓声・声援等を発することがない	<ul style="list-style-type: none"> ・当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 ・当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。 	
	収容定員が 設定されている	100%以内		50%以内
	収容定員が 設定されていない	密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）		十分な人と人との間隔（1m）

4 実施時期

10月1日から当面の間（10月1日としたのは、各施設の準備期間も考慮したため）

※ 10月1日を目安とし、施設の特性や状況に応じて所管課において判断する。

5 公共施設の貸出について

（1）諸室等の利用

- ① 使用中の発声（指導による指示等）・呼吸による飛沫感染のリスクが想定されることから、現在、モニタリング期間を通じて取り組んでいる貸出方法を継続する。
- ② 各所室の状況や利用方法により、十分な換気や3密回避等、感染防止策の徹底が図れる場合は、国基準に合わせ、収容人数の緩和を図ることができる。

（2）ホール（本番使用）

- ① 市主催事業等における「コンサート・演劇等の収容率の目安」同様の取扱いとする。
- ② 利用団体と協議のうえ、収容者数を減らして利用する場合は、現在の取り組みを継続することもできる。

検討事項2 公共施設における感染防止徹底宣言ステッカー掲示について

1 感染防止徹底宣言ステッカー掲示について

多摩市の各施設は、確実に感染防止策を講じていることを、お知らせすることや、利用者に対し、モニタリング期間を経て実施してきた施設の使用方法等の継続に理解を得るために、東京都が推奨している「感染防止徹底宣言ステッカー」を施設へ掲示することを、9月10日に実施した新型コロナウイルス感染症対策関係課長会にて合意を得たことから、同対策本部へ報告を行う。(既に、学校や一部の施設では実施中)

2 取り組み内容

(1) 対象施設

- 全ての公共施設
- 管理監督権限を有している施設については、各法人等の裁量に任せる。
- 多摩ニュータウン環境組合(清掃工場)は、所管部において調整をする。

(2) 実施方法

- ① 各施設が該当する業種のチェックシートにて、実施している感染防止対策の実施状況を確認
- ② 感染防止対策が十分である場合は、各施設の施設管理者において印刷し掲示する。
- ③ 感染防止対策が不十分の場合は、至急、感染防止策の徹底を図る。

(3) 期間

- ① 開始・・・チェック終了次第実施
- ② 終了・・・東京都の実施機関に準ずる

3 その他

(1) 複合施設の取扱い

- ① 図書館や学童クラブなど、いくつかの所管にまたがる機能を有している場合でも、ステッカー掲示する名称は施設の総称を記入する。(例:「ひじり館」など)
- ② 施設内において、所管が分かれているが、施設所管課が中心となり、各機能に応じたチェックシートにより感染防止策をチェックする。
- ③ メインの入り口に掲示する。それ以外の入り口については、施設の特性に応じて検討する。

(2) 取組の啓発

公式HP等にて、市として感染防止徹底宣言ステッカーの掲示に取り組んでいることを啓発する。

検討事項3 コールセンター閉鎖の共有及び多摩市支援策の啓発（周知）について

1 コールセンターの閉鎖

5月に市民情報対策部にてコールセンターを立ち上げ新型コロナウイルス感染症に対する問合せ対応を行った。その後、特定定額給付金の問合せが大半を占め、統括対策部（総務契約課）が業務を引き継ぎ、運営を行っていた。発足当時の問合せ件数は600件／一日を超えていたが、その後、徐々に落ち落ち着き、9月は10件／一日平均となっている。

上記の件数であれば、各所管の通常業務として、市民へ案内が可能であることから、コールセンターは、9月末をもって閉鎖する。

2 あたらなる多摩市支援策の啓発（周知）

詳細は後日、秘書広報課広報担当・防災安全課連名で電子施行により通知を行う。
概要は以下のとおり。

（1）情報収集方法

秘書広報課が共用キャビネット内に作成する一覧表（フォーマット）に、支援策等の担当課が、事業名・概要・連絡先、ホームページのページID等の必要事項を入力

（2）情報発信方法

- ① 一定期間を経て、多摩市公式HP等を更新。（その後適宜更新）
- ② 市内の掲示板へ掲示
- ③ 各公共施設管理者がプリントアウトし施設内掲示板へ掲示※掲示用の表は作成しない。各施設又は所管課で(1)①の表を活用し作成する。

（3）実施開始時期

- ① フォーマットができ次第
- ② 各公共施設は、9月・10月・11月については、月に1回程度、最新情報を掲示してください。

3 その他

掲載情報は、市民や地域（店舗含む）から他部署が実施している支援策について問合せが入った場合でも、当該HPのページを見れば、正しくご案内できる内容や精度に仕立ててください。

各部からの情報提供

■ 学校開放について

- ・ 体育館等は、依然貸出不可
- ・ 警戒レベルがもう一段階下がった時点で再開